

監 第 50 号

令和6年9月5日

京都市長 様

京都市監査委員

令和5年度京都市内部統制評価報告書に係る審査意見の提出について

地方自治法第150条第5項に規定する審査について、別紙のとおり審査意見を提出します。

令和5年度

京都市内部統制評価報告書審査意見

京都市監査委員

令和5年度京都市内部統制評価報告書について、次のとおり審査し、意見を決定した。

令和6年8月27日

京都市監査委員 山本 惠 一

同 青野 仁 志

同 山添 洋 司

同 高橋 一 浩

## 目 次

第1	審査の実施	1
1	審査の種類	1
2	審査の対象	1
3	審査の着眼点	1
4	審査の主な実施内容	1
5	審査の期間	1
6	審査の実施場所	1
7	審査を実施した監査委員	1
第2	市長の内部統制の審査の結果	2
1	評価手続の審査	2
2	評価結果の審査	4
3	市長の内部統制に対する意見	7
第3	市長以外の任命権者の補助機関の内部統制の審査の結果	7
1	評価手続の審査	7
2	評価結果の審査	7
3	各補助機関の内部統制に対する意見	8

## 第1 審査の実施

京都市監査基準に基づき、次のとおり審査を実施した。

### 1 審査の種類

内部統制評価報告書審査（地方自治法第150条第5項）

### 2 審査の対象

「令和5年度京都市内部統制評価報告書」

### 3 審査の着眼点

- (1) 市長が定めた評価手続が「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省公表。以下「総務省ガイドライン」という。）の趣旨に沿った適切なものとなっているか、また、その評価手続に沿って適切に評価が実施されているか。
- (2) 市長が評価の過程において把握した事務処理誤り等の不備について、重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているか、また、早期に適切な是正措置が講じられたか。

### 4 審査の主な実施内容

令和5年度京都市内部統制評価報告書について、市長から報告を受け、京都市監査基準及び総務省ガイドラインに基づき、また、定期監査をはじめ、これまでの監査等において得られた知見も活かし、必要に応じて内部統制評価部局（以下「評価部局」という。）又は関係部局（以下「評価部局等」という。）に対して資料の提出及び説明を求めたうえで審査を行った。

### 5 審査の期間

令和6年7月1日から同年8月27日まで

### 6 審査の実施場所

監査事務局及び審査対象局執務室等

### 7 審査を実施した監査委員

監査委員 山本 恵一  
同 青野 仁志  
同 山添 洋司  
同 高橋 一浩

## 第2 市長の内部統制の審査の結果

### 1 評価手続の審査

市長が定めた評価手続が総務省ガイドラインの趣旨に沿った適切なものとなっているか、また、その評価手続に沿って適切に評価が実施されているかといった観点から評価手続の審査を行った。

なお、評価手続の審査に当たっては、評価に係る評価体制、評価基準日及び評価対象期間、評価範囲等について検証するため、評価部局から関連する資料を入手し、必要に応じて、評価部局等に対して質問調査等を行った。

#### (1) 評価体制

京都市内部統制基本方針及び京都市内部統制推進本部設置等要綱に基づき、令和元年12月25日付けで内部統制に係る推進体制及び評価体制が示され、市長を本部長とし、市長の方針を共有する内部統制推進本部や、実務的な検討や調整等を行う内部統制推進部会が設置されており、市長が、全庁的な内部統制の評価及び業務レベルの内部統制の評価を行っていることを確認した。

#### (2) 評価基準日及び評価対象期間

評価基準日	令和6年3月31日
評価対象期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日

評価対象期間を令和5年度とし、評価基準日を令和6年3月31日としていることを確認した。

#### (3) 評価範囲

##### ア 全庁的な内部統制

市長が整備した全庁的な内部統制について、総務省ガイドラインにおいて示された、内部統制の目的を達成するために必要とされる6つの基本的要素に係る内部統制の整備状況について確認を行うこと等により評価を行っていることを確認した。

【参考】内部統制の6つの基本的要素（総務省ガイドラインから）

基本的要素	内容
統制環境	組織文化を決定し、組織内の全ての者の統制に対する意識に影響を与えるとともに、他の基本的要素の基礎をなし、それぞれに影響を及ぼす基盤
リスクの評価と対応	組織目的の達成に影響を与える事象について、組織目的の達成を阻害する要因をリスクとして識別、分析及び評価し、当該リスクへの適切な対応を選択するプロセス
統制活動	長の命令及び指示が適切に実行されることを確保するために定める方針及び手続
情報と伝達	必要な情報が識別、把握及び処理され、組織内外及び関係者相互に正しく伝えられることを確保すること。
モニタリング	内部統制が有効に機能していることを継続的に評価するプロセス
ICT（情報通信技術）への対応	組織にICTが浸透している状況を踏まえ、組織目的を達成するためにあらかじめ適切な方針及び手続を定め、それを踏まえて、業務の実施において組織の内外のICTに対して適切に対応すること。

イ 業務レベルの内部統制

対象事務	財務に関する事務
	個人情報管理に関する事務

業務レベルの内部統制は、本市の内部統制対象事務である「財務に関する事務」及び「個人情報管理に関する事務」に係る業務上のリスク（組織目的の達成を阻害する要因をいう。以下同じ。）を識別、評価し、三段階のリスク重要度に応じてリスク対応策（事務処理上の具体的な手順等、業務上のリスクを抑止するための対応策をいう。以下同じ。）が講じられた「リスク評価シート」に基づき整備されている。

業務レベルの内部統制の評価手続の審査に当たっては、リスクの重要度が高いものが評価報告書の対象となることから、各所属の自主点検の実施状況、制度所管課等及び評価部局による評価等について、重要度が高いと判断されたリスクに関する評価資料の確認等を行い、市長が定めた評価手続に沿って実施されているかといった観点から審査を行った。

その結果、審査の対象となるリスク対応策について評価期間中に自主点検及び自己評価が行われるとともに、各評価項目に基づいて評価部局による独立的評価

が行われていることを確認した。

## 2 評価結果の審査

市長が評価の過程において把握した事務処理誤り等の不備について、重大な不備に当たるかどうかの判断を適切に行っているか、重大な不備がある場合には、早期に適切な是正措置が講じられたかといった観点から評価結果の審査を行った。

なお、評価結果の審査に当たっては、評価部局から関連する資料を入手し、必要に応じて、評価部局等に対して質問調査等を行った。

### 【参考】内部統制の重大な不備について（総務省ガイドラインから抜粋）

内部統制の重大な不備とは、内部統制の不備のうち、事務の管理及び執行が法令に適合していない、又は、適正に行われていないことにより、地方公共団体・住民に対し大きな経済的・社会的な不利益を生じさせる蓋然性の高いものもしくは実際に生じさせたものをいい、内部統制についての説明責任を果たす観点から、内部統制評価報告書に記載すべきものである。

#### (1) 全庁的な内部統制の評価結果

全庁的な内部統制を推進するうえで必要となる方針、指針等の策定、体制の整備等を行ったうえで、その運用が行われており、全庁的な内部統制における不備は確認されておらず、評価結果は適切であることを確認した。

#### (2) 業務レベルの内部統制の評価結果

業務レベルの内部統制については、これまでの監査等で把握した不備の状況を踏まえたうえで、リスク評価シート等の確認や質問調査等を行い、市長が行った評価結果が適切かどうか、特に、当該不備が重大な不備に該当しないかどうかの検討を行った。

#### ア 整備状況

業務レベルの内部統制の整備状況については、全てのリスク対応策に手引・マニュアル等の具体的な事務処理手順が整備されていることを確認した。

また、リスク対応策に関する具体的な事務処理手順の理解度等を確認するために実施された自主点検において把握した不備（関係帳簿の記入の不徹底等）については、事務処理手順の再確認、周知徹底を行う等、評価対象期間内に全て是正措置が講じられており、業務レベルの内部統制の整備状況についての評価結果は適切であることを確認した。

## イ 運用状況

評価対象期間中に発現した不備（運用上の不備）については、財務に関する事務において、支払の遅延、収入額の誤り等13件、個人情報管理に関する事務において、文書の誤送付、窓口等での誤交付等26件の計39件あり、そのうち、次のウで述べるとおり、重大な不備に該当するものが、財務に関する事務で1件あった。

なお、不備の把握件数を令和4年度と比較すると、財務に関する事務については、金券類の紛失の減少などにより17件減少した。一方、個人情報管理に関する事務については、文書の誤送付が増加したことなどにより、9件増加している。

これら39件の運用上の不備については、その内容や、マニュアル等の改正・周知徹底、業務手順の再確認・再指導等の是正措置が早期に適切に講じられていることを確認した。

### 【参考】 評価報告書に記載された業務レベルの内部統制の運用状況

区分	不備の把握件数		主な不備の内容
	令和5年度	(参考) 令和4年度	
財務に関する事務	13件	30件	支払の遅延、収入額の誤り等
個人情報管理に関する事務	26件	17件	文書の誤送付、窓口等での誤交付等
合計	39件	47件	

## ウ 重大な不備

内部統制の運用上の不備39件について、市長が重大な不備としたものは、財務に関する事務に係る不備（「新制度幼稚園の職員配置状況確認書の誤りについて」。以下「本件重大な不備」という。）1件である。

本件重大な不備については、総務省ガイドラインにおける運用上の重大な不備の基準である「地方公共団体・住民に対し大きな経済的・社会的な不利益を生じさせたもの」に相当するものであることを確認するとともに、個別の是正措置に加え、全職員に対する注意喚起等、全庁的な是正措置が講じられていることを確認した。

また、本件重大な不備を除く不備38件については、いずれも前記重大な不備の基準に相当するものでないことを確認した。

【参考】 評価報告書における重大な不備

新制度幼稚園の職員配置状況確認書の誤りについて	
該当リスク	正当債権者以外への支払及び支払額の誤り
事案概要	<p>保育園や幼稚園等が自園に必要な職員数を算定するための確認書（エクセルで作成した計算シート）について、令和2年4月に、新たに新制度幼稚園向けの確認書を作成し京都市情報館に掲載したところ、当該確認書の数式に誤りがあり、これを用いると必要職員数が過大に算定されて表示される状況が生じていた。</p> <p>その結果、当該確認書を用いて毎月の職員の過不足等を確認していた対象園において、過剰な人件費の支出及び給付費加算の申請機会の逸失という影響が生じることとなった。</p> <p>そこで、本市において、過剰な人件費支出が発生した園に対して損害を賠償するとともに、申請の機会を逸していた給付費加算が発生した園に対して未取得給付費を支払うこととなった（損害額：約680万円、未取得給付費：約1,920万円）。</p>
是正措置	<p>1 全庁的な取組</p> <p>監察監から、ホームページによる情報発信等の業務に際しては、市民生活や事業者に重大な影響を及ぼす可能性等があることを念頭に、その内容について遺漏なく点検する等、改めて、適正な業務執行を徹底するよう全庁に向けた通知を发出した。</p> <p>2 子ども若者はぐくみ局での取組</p> <p>各種業務について、定期的な職場ミーティング等を実施し、組織的な業務管理及び進捗管理を徹底した。</p> <p>また、対外的な公表や提供を行う各種資料については、必ず組織的な確認を経て公表や提供を行い、資料の内容等に応じた効率的かつ効果的な確認方法を組織的に検討・実行していくこととした。</p> <p>加えて、業務分担の見直し、職員の負担軽減に資する業務効率化を進めるとともに、年度当初の局基本研修やコンプライアンス推進月間等のあらゆる場面や機会を捉え、繰り返し意識付けを行う。</p>

### 3 市長の内部統制に対する意見

市長の内部統制については、審査した限りにおいて、市長が定めた評価手続に沿って適切に評価が実施されており、また、市長が評価の過程において把握した事務処理誤り等の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われていることを確認するとともに、本件重大な不備については早期に適切な是正措置が講じられていること及び是正に向けた取組を実施していることを確認した。

よって、令和5年度京都市内部統制評価報告書における市長の内部統制の評価手続及び評価結果に係る記載は相当である。

## 第3 市長以外の任命権者の補助機関の内部統制の審査の結果

### 1 評価手続の審査

評価部局から関連する資料を入手し、必要に応じて、評価部局等に対して質問調査等を行い、総務省ガイドライン及び市長が定めた評価手続を準用して適切に評価が実施されているかといった観点から評価手続の審査を行った。

その結果、市長が定めた京都市内部統制基本方針及び内部統制制度等を準用して全庁的な内部統制及び業務レベルの内部統制の評価を行っており、評価基準日及び評価対象期間、評価範囲等についても、市長の評価手続に合わせて評価を行っていることを確認した。

### 2 評価結果の審査

評価部局から関連する資料を入手し、必要に応じて、評価部局等に対して質問調査等を行い、総務省ガイドライン及び市長の評価方法を準用して、重大な不備に当たるかどうかの判断を適切に行っているかといった観点から評価結果の審査を行った。

#### (1) 全庁的な内部統制の評価結果

全庁的な内部統制を推進するうえで必要となる体制の整備等を行ったうえで、その運用が行われており、各補助機関において全庁的な内部統制の不備は確認されておらず、評価結果は適切であることを確認した。

#### (2) 業務レベルの内部統制の評価結果

##### ア 整備状況

業務レベルの内部統制の整備状況（リスク対応策に係るマニュアル等の整備や理解度の状況等）については、自主点検で確認された不備（関係帳簿の記入の不

徹底等) に対し、事務処理手順の再確認、周知徹底を行う等、評価対象期間内に全て是正措置が講じられており、整備状況の評価結果は適切であることを確認した。

#### イ 運用状況

業務レベルの内部統制の運用状況については、評価対象期間中に発現した運用上の不備5件(市バス・地下鉄業務用乗車券の紛失)について、マニュアル等の周知徹底、業務手順の再確認・再指導等の是正措置が早期に適切に講じられていることを確認した。

#### ウ 重大な不備

内部統制の運用上の不備5件について、各補助機関が重大な不備としたものはない。

5件の運用上の不備については、いずれも、総務省ガイドラインにおける運用上の重大な不備の基準である「地方公共団体・住民に対し大きな経済的・社会的な不利益を生じさせたもの」に相当するものでないことを確認した。

### 3 各補助機関の内部統制に対する意見

市長が定めた京都市内部統制基本方針、内部統制制度等を準用して、一体的に連携して取り組むこととされている各補助機関の内部統制について、審査した限りにおいて、市長が定めた評価手続を準用して適切に評価が実施されており、また、各補助機関が評価の過程において把握した事務処理誤り等の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われていることを確認した。

よって、令和5年度京都市内部統制評価報告書における各補助機関の内部統制の評価手続及び評価結果に係る記載は相当である。